

サクラートたどつ施設使用者 各位

令和2年度からのサクラートたどつ（多度津町民会館）の施設使用について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて令和2年度（令和2年4月1日）よりサクラートたどつの施設をご使用頂くに当たりまして、お申込みからご使用までの流れを「多度津町民会館条例施行規則」に乗っ取ったものとさせていただきます。つきましては、同封しております下記冊子をご確認頂き、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。なお、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

（記）

【同封の冊子】

- ・サクラートたどつ（多度津町民会館）施設使用 ～お申込みからご使用までの流れ～
【リハーサル室・楽屋・会議室・ロビーの場合】
- ・サクラートたどつ（多度津町民会館）施設使用 ～お申込みからご使用までの流れ～
【ホール及びそれに関連して使用する施設の場合】
- ・サクラートたどつ（多度津町民会館）施設使用 ～お申込みからご使用までの流れ～
【ホワイエの場合】

【大きな変更点】

- ・電話による仮予約は行いません。使用者自ら使用申請書を提出して頂き、その時点を以って使用日を登録いたします。（窓口・郵送・ファックス・Eメールのいずれかの方法で提出）
- ・施設使用料につきましては、納付期限日までに前納して頂きます。
- ・キャンセルの場合、原則として前納金の返金はいたしません。ただし教育委員会が認めた場合には、前納金から期間に応じたキャンセル料を徴収した上で還付いたします。
- ・使用申請、中止や変更の申請、還付金の申請には、その都度 所定の様式を提出して頂きます。
- ・使用申請書にはその催事が「営利目的使用」か「非営利目的使用」か記載して頂きます。

※既に令和2年度の使用予約をされている方々につきましては、3月中に使用申請書の提出と前納分の施設使用料の請求を個別に行ってまいります。宜しく願いいたします。

〒764-0005

香川県仲多度郡多度津町大通り 4-26 サクラートたどつ（多度津町民会館）

TEL 0877-33-3330 / FAX 0877-33-3720